

## 質問回答書

平成30年12月10日現在

	質問内容（原文のまま）	回答
1	今回の跡地利用は「宿泊施設」との条件ですが、コンドミニアム（分譲型ホテル）の形態は可能でしょうか？（個人オーナーが各部屋を区分所有し、宿泊施設として利用する形態です。）	コンドミニアム（分譲型ホテル）の形態でも可能とします。
2	また、10年間の第三者への移転の禁止とありますが、例えば上記コンドミニアム型で土地を弊社が継続所有し、建物を区分所有にて各個人オーナーに分譲する形態は可能でしょうか？（もちろん利用方法は宿泊施設として）	実施要項4ページにおいて、「(8) 買受者は、売買契約（本契約）を締結した日から10年間は、本市の承認を得ずに売却物件の所有権を第三者に移転し、又は同物件に権利を設定してはなりません。」とあります。10年間の第三者への移転禁止は、本事業の売却物件（土地）に限るものであり、建物の所有権について禁止するものではありません。
3	代表構成員は、土地の取得者および取得・資金調達・テナント誘致等企画全般を推進する会社でよろしいですか（弊社で予定しております）。	お見込みのとおり。ただし、テナント入居予定の事業所等が代表構成員に入ることを妨げるものではありません。
4	会社概要/事業経歴で本土に本社がある場合は沖縄現地の内容でもよろしいですか。	土地の取得、開発及び運営について、本社の名義で行う場合は本社の会社概要等を、沖縄支店の名義で行う場合は沖縄支店の会社概要等を記載してください。
5	本土の会社で沖縄支店表示の場合役員名簿はどうしたらよろしいでしょうか。	土地の取得、開発及び運営について、本社の名義で行う場合は、本社の役員名簿を、沖縄支店の名義で行う場合は、沖縄支店の役員名簿を提出してください。
6	提案趣旨書の応募者は代表構成員でよろしいですか。	お見込みのとおり。